

スウェーデンにおける知的障害児・者支援制度の確立

-福祉国家体制の構築を念頭に-

是永かな子

(高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門 高知発達障害研究プロジェクト)

Establishment of Support System for the People with Intellectual Disabilities in Sweden;

Focusing on Building the Welfare State

Kanako Korenaga

Kochi University Research and Education Faculty Humanities and Social Science Cluster Education Unit,

The Research Project on Kochi Developmental Disabilities;

Abstract : In this study , I analyzed the establishment of support system for children and adults with intellectual disabilities in Sweden with taking into account the construction of a welfare state system. The results were followings. From the 1920s to 1940s under establish period of the welfare state, educable children with intellectual disabilities were included as "the nation". At the same time, non-educable children with intellectual disabilities were excluded. After the 1950s, the background promotion of decentralization and the introduction of a new philosophy, all people with intellectual disabilities were included in the school system and municipality education system.

キーワード : スウェーデン, 福祉国家, 知的障害児

Key words: Sweden, Welfare State, People with Intellectual Disabilities

I. 問題の所在

ノーマライゼーション発祥の地である北欧では、1960年代のインテグレーション提唱のもとですでに個人の尊厳に基づいたインクルーシブ教育の実践を行ってきたとされる¹。現状として、特別学校に関してはスウェーデンでは視覚障害学校、肢体不自由学校、病弱学校は存在しないが、聴覚障害学校は国立として維持されている。知的障害学校は、以前はランスティング(Landsting: 県にあたる広域自治体: County)が管轄していたが、1988年から徐々に管轄移行が着手され、1996年にコミュン(Kommun: 市町村にあたる基礎自治体: Municipality)に完全に管轄委譲された²。近年はその知的障害学校を中心に、分離教育を受ける子ども数が増加しており、知的障害特別学校対象児増加への対応が喫緊の課題であるとされている³。

以上のような現状をふまえ、本研究では、スウェーデンにおける知的障害児・者支援制度の確立を、「福祉国家」⁴体制の構築を念頭に分析する。具体的には、スウェーデンが福祉国家に移行する過程で、とくに知的障害児・者を対象とした教育支援がいかに制度化され、公的制度として成立していくかを分析する。また国家体制が推移する過程でいかなる影響を受けたかを考察する。検討する年代は主に1920年代から1970年代とする。

II. 研究の方法

本稿では、スウェーデンにおける知的障害児・者支援制度の確立過程を福祉国家体制の構築及び展開を念頭に分析する。本研究では関連する先行研究や政府公刊資料・政府設置検討委員会報告書(SOU: Statens offentliga utredningar)等の文献検討を行う。とくに社会民主労働党を中心とした政権、社会的背景、障害児・者に対する施策などについて特徴的な事項を示すことによって、概括的に時代の流れを捉え、障害児・者支援の展開について考察する。

III. 結果

1. 1910年代以前の国家形成と障害児・者支援

1840年代のスウェーデンは、約300万人の人口と国土の90%以上を農地とする典型的な農業国であった。1850年代から1920年代にかけて、スウェーデンの国民は貧困による生活困窮のため、主にアメリカへ移民していた。

一方1870年代からの産業革命によって人口が農村から都市へ流入し、1890年代には工業化の拡大期を迎える。そして1889年に労働者・農民などの国民大衆層を支持基盤とする社会民主労働党(Socialdemokraterna, 以下、社民党)が結党した。

ところでスウェーデンは1842年の国民学校令によって、法的に義務教育を成立させていた⁵。しかし就学率の低迷や階級によって分断された複線型学校体系の解消が課題であった。そのため社会民主労働党の躍進と共に1910年代から「基底学校としての国民学校(Folkskolan såsom bottenskola)」の理念を継承しつつ、階級格差を超えた「全ての者の学校」を求める動きが展開する⁶。

社民党は1914年の選挙で躍進して初めて第一党の地位を獲得し、1917年10月に自由党と連立政権を樹立した。以来常に社民党は第一党の地位にあり、社民党は「平等と民主主義」の党理念の実現のために一連の社会改革をすすめ福祉国家の基礎を構築していくのである。

次に1910年代以前の障害児・者支援をみってみる。

1800年代のスウェーデンにおいては、子ども、高齢者、精神病患者、知的障害者、浮浪者など「社会的異端者」は貧民の家(Fattighus)や病院へ収容されていた。

草創期の知的障害者支援の実践としては、1866年にカールベック(Emanuella Ottiliana Carlbeck)氏がイエーテボリ(Göteborg)市に初の知的障害施設を設立したことが挙げられる⁷。

その後1869年には医師らの協力の下、知的障害保護協会(FSBV: Föreningen för Sinnesslöa Barns Vård)が発足した。1870年には、FSBVが集めた寄付などの資金提供を受け、知的障害学校がストックホルムに開設されるなど、徐々に各地で施設・学校が設置された⁸。1915年までにすべての県で知的障害児施設(Särskoleinternat)が設置(寄

宿制学校 Internatskola の確立)された⁹。

以上のように、1910年代以前は福祉国家と障害児・者支援の基礎形成期と言えよう。

2. 1920年代から1930年代の社民党の国民の家の提起と知的障害児の排除

1920年3月、約7か月間ではあるが社民党は初めて単独政権を樹立し、ブランディング(Hjalmar Branting)氏が社民党初の首相となった。ブランディング首相は途中の政権交代を経つつも1921年から1923年と1924年から1925年まで3度首相になった。また社民党は1932年のハンソン(Per Albin Hansson)首相以降、単独あるいは連立で政権に関与したが、とくに1928年にハンソン氏が提唱した「国民の家(Folkhemmet)」理念にもとづいて現在のスウェーデン社会の基礎となる福祉国家建設を推進した。「国民の家」構想とは、「国(社民党による政権)を父親とする家族設定の下に、国が人々のニーズを統制し、階級闘争ではなく協調によって、安心して暮らせる社会を建設する」という理念である¹⁰。よって、これ以降は障害児・者も「国民」に包括されるかが焦点であったと言えよう。

「国民の家」を提唱した社民党であったが、実際には、1929年の世界恐慌の影響による不況や失業によって困窮した労働者の生活救済を第一義的課題として、失業対策・労働者家庭保護のための社会政策を優先した。ハンソン首相が直ちに着手したのは国民年金・失業保険、住宅政策¹¹、社会・医療サービスなど、労働者やその家族を支える制度の確立であった¹²。「経済危機が政府に対し経済、労働市場における問題解決を優先させ、学校や文化の問題は先送りとなっ」¹³ており、深刻な不況の影響で、国民はいかに自分達の生活を守るかという課題に直面し、「教育問題よりも食料問題が優先(“Magfrågan” åter viktigare än “bildningsfrågan”）」という状況であった。よって、1930年代前半において盛んに議論されていたことは、労働者の生活保障としての給与・住宅補助・年金などの問題であった。1932-33年には失業率が20%を超え¹⁴、経済危機プログラムが出されて特別援助予算が計上された。1935年には男女平等の国民年金が導入され、失業保険も施行され、住宅助成計画も明示された。1938年には「社会ケア委員会(Socialvårdskommittén)」が設置され、年金水準引き上げが議論された。

教育改革や障害児・者支援は問題ではなく、わずかに「若者の失業対策」¹⁵として国民学校の就学期間の延長(6年制から7年制へ)が提起され1936年に国会で決定したのみであった。

一方で、従来の「教育(Bildning)」を子どもの「養育(Uppfostran)」という視点から見直す動きが見られた。「養育」という観点は学校の機能の拡大を求めることにつながった。社会庁長官(Sociala byråns föreståndarinna)のステンベリィ(Agnes Stenberg)氏は、学校の社会的問題を次のように指摘した¹⁶。社会的問題は、「国民の家」の雰囲気なかで多くは解決するように思われる。現在の問題は、①裕福ではない子どもの第7学年への進級に対する援助、②裕福ではない子どもへの継続学校における援助、③国民学校特別学級のとくに貧困な子どもへの衣類の援助、④給食、⑤医療援助(耳・鼻・咽喉の病気、目のケア、他の医療ケア、学校における病気または病弱な子どもに対する軽度の治療)、⑥無料の教材、⑦その他の付加的な考慮やケア(補助学級、身体虚弱(Fysiskt kläna)学級、幼稚園、労働小屋(Arbeitsstuga)、サマーコロニーなど)である、と。

また1934年にはミュルダール夫妻(Karl Gunnar Myrdal と Alva Reimer Myrdal)は著書『人口問題の危機(Kris i befolkningsfrågan)』で人口減少問題に警笛を鳴らした¹⁷。スウェーデン社会における人口年齢構成の変化や労働人口の都市化を含む構造変化への懸念を示して、スウェーデン全体の人口・労働人口が減少する危険性を指摘し¹⁸、子どもを産んで育て上げる経済的負担の主要な部分を個人的家庭から社会に移し、課税および源泉徴収の制度を改正するという主張が示された¹⁹。ミュルダール夫妻は、家族や育児という私的な生活領域への国の介入を明確に打ち出したのであった。1935年には第一次人口問題検討委員会(1935 års befolkningskommission:活動期間は1935-38年)が設置され、審議が開始された。委員会のメンバーにはグンナール・ミュルダールも含まれていた。個人では解決できない子どもの養育問題に対応するために、児童ケア政策の充実が図られた。児童ケア行政の独立した部署が必要となり、「児童ケア局」が発足した。子どもの養育を援助するために、16歳までは養育対象児童監督官(Fosterbarnsinspektion)の管理下に置かれることが義務となった。児童ケア局は、ケアの必要な子ども全てを把握することをめざしていたが、児童ケア局は「養育施設」や「養育ホーム」も管轄したために、専門職員が不足してい

た²⁰。

アルバ・ミュルダールは就学前学校に関しても、母性的な養育から国が部分的に統制する養育へと方向を転換させようとしていた²¹。他にもHSB(保健管理局)による子どもクラブや幼稚園、午後の家(Eftermiddagshus)などが、親が与えることができない「より良い養育」のために設置されるべきだとした。子どもの養育は公的な問題であり、子どもは新たな統合された「社会」によって養育されるべきとしたのである²²。第一次人口問題検討委員会は、学童保育(Daghem)、就学前学校(Lekskola)、午後の家(Eftermiddagshem)への国の補助金要請を提案し、1943年の国会で国の補助金制度が決定された²³。子どもの保護は1940年代において公的な養育へと転換していくのである。

次に1920-30年代の障害児・者支援をみってみる。

国民の家構想提起後の1930年代、1934年には障害者の断種法(Steriliseringslagar)認可の方向性が示され、その後1941年に断種法が改定されて、不妊手術の対象が拡大していた²⁴。また1920年以降知能テストが通常学校における特別な支援が必要な子どもの評価方法として浸透していった²⁵。その結果、1930年代には観察学級や補助学級、読字困難学級等多様な特別な(分離)学級が設置された。また当時は通常学校に就学できない知的障害児のための教育は公的に保障されていなかった。よって「国民」に包括されない障害児・者が一定数想定されていたと言えよう。

親がいない家庭、子どもの養育能力の乏しい家庭を対象に、「子どもの家(Barnhem: 養護施設)」の設置が推進された。また「手におえない(Vanartade)」子どもの施設は「保護ホーム(Skyddhem)」と呼ばれ、義務教育の子どもは寄宿制学校に、義務教育の年齢を超えた子どもは職業学校や若者ケア学校に措置された。保護養育となる16歳以下の子どもの多くは、親の養育能力の貧困から措置されており、またそのような子どもは医療ケアも必要としていた。養育能力の低下した家庭で育った若者の非行は惨憺たる状況であり、「保護養育院(Skyddsuppfostran)」は18-21歳の子どもたちの「収容所」の役割も担わざるをえなかった²⁶。

以上から1920年代から1930年代は社民党の国民の家を提起したもののその対象は労働者の生活救済が優先され、知的障害児は断種法が制定されたり、保護・養育の名のもとに「収容」されていたりと、「国民」には包括されていなかったと言える。

3. 1940年代の生活救済策としての戦後プログラムと通常教育保障としての知的障害児支援

社民党は1939年12月から1945年7月まで挙国一致内閣を形成した。参戦回避の外交政策に苦慮しつつも、戦後社会を見据えた新たな社会構想を議論していた。その後は1945年7月からは社会民主労働党が1951年10月まで社民党の単独政権となった。これらの社会背景としては、1939年にドイツがポーランドに進行、第二次世界大戦が勃発、1940年4月には、ドイツ軍がデンマーク・ノルウェーへの進行を開始、ハンソン首相は国防と中立を宣言する²⁷など、緊迫した社会情勢があったことも指摘すべきであろう。1940年11月には社会民主労働党が議席の過半数を占めた²⁸、1941年6月には、スウェーデンはドイツ軍領内通過を承認するなど困難な政治的判断を求められ続けた。

1940年代のスウェーデンは世界大恐慌の影響を受けた経済不況と第二次世界大戦の勃発という緊迫した状況下であり、一小国が存続していくための新たな社会構成理念の創出が急務となっていた。社民党は1928年にすでに「国民の家」という国民国家構想を提起していたが、社会的・政治的不安定のために新たな国づくりに着手できないまま1940年代を迎えていたのである。

社民党は1944年に「労働問題の戦後プログラム(Arbetarrörelsens efterkrigsprogram)」(以下、戦後プログラムと略記)を提起し²⁹、社会問題解決に国が積極的に関与する「福祉国家」を標榜する姿勢を示して、新たな社会体制への変革をめざす。国民の家構想は「国(社民党)」が父親となって家族としての「国民」を守るという「国民国家」構想であった。しかし、戦後プログラムではスウェーデンが直面している多くの問題を解決するにあたり「社会問題への対応は国が行う」ことを明記して、これまでよりも大きな役割を中央政府に与え「全体総合的に管理する」政府を基調にしていたのである。

戦後プログラムは第1表のように27項目について述べられているが、主題は、①完全雇用、②公正な分配と生活水準の向上、③効果的で民主的な生活、の3点である。そして労働者の生活を安定させるために国民年金支給額の上昇、

児童年金の検討、労働時間の短縮、住宅水準の向上、生産過程における労働者の影響力の強化、一定の範囲内における企業の国有化の提案がなされた。社民党は戦後プログラムの提起以降、積極的に社会政策を具体化していくのである。

第1表 「労働運動の戦後プログラム」における検討項目

| | |
|--|---|
| 完 全 雇 用 | 1. 物価上昇の回避 |
| | 2. 国の指導による雇用の創出 |
| | 3. 産業の輸出可能性の拡大 |
| | 4. 住宅水準を向上させるための長期的な住宅建設 |
| | 5. 品質の良い消費財の大量生産による価格低下 |
| | 6. 農業・林業・漁業における労働の改善 |
| | 7. 公的な労働の増加 |
| | 8. 効果的な就職と再教育・職業教育の改善と職業指導 |
| 公 正 な 分 配 と 生 活 水 準 向 上 | 9. 給与所得や実収入の向上 |
| | 10. 強固な給与政策、同一労働・同一賃金・農業と他の産業の格差縮小、男女間の給与格差改善 |
| | 11. 収入の低下に対する安心、全ての者を対象とした失業保険や疾病保険、国民年金制度の改善 |
| | 12. 職業衛生の改善・職業病と労働中の事故の予防 |
| | 13. 労働時間の短縮 |
| | 14. 国民衛生の向上のための活動 |
| | 15. 家族に役立つ社会的な政治を通じて子どもにかかる費用に均衡を保たせること |
| | 16. 親の収入や住んでいる場所にかかわらない、全ての若者への平等な教育の可能性の保障 |
| | 17. 平等の生活水準と階級の格差改善 |
| 効 果 的 で 民 主 的 な 生 活 | 18. 投資活動の社会的な計画 |
| | 19. 社会の指導下での国外政策 |
| | 20. 安定的で合理的な住宅活動 |
| | 21. 農業の合理化 |
| | 22. 社会の協力の下における家内労働の合理化 |
| | 23. 不始末を起こした、または独占的な企業活動の全ての人に有益な生産活動への転化と社会化 |
| | 24. カルテルの縮小や同様の価格取り決めに公的なものとする |
| | 25. 技術-経済的な研究への援助の増加 |
| | 26. 消費財を公的な質の管理の下に置くこと |
| | 27. 生産の指導者への労働者の影響の拡大 |

出典：Sveriges socialdemokratiska arbetareparti Landsorganisation i Sverige, et al. (1944) Arbetarrörelsens efterkrigsprogram. Tidens Förlag, s. 6-31. より作成。

障害児・者支援に関連する可能性があるのは、14, 15, 16 のみで、基本的には労働者の生活支援策を念頭に置いている。

戦後プログラムの提起後、1946年には強制疾病保険制度の導入が議決され、1947年には保護者の収入にかかわらない児童手当法が成立した。社民党の戦後プログラムやそれにもとづく社会政策の特徴は、「包括的」な福祉制度の確立であった。例えば第二次世界大戦まで手当の受給者を決めるにはミーンズテストが必ず行われ、基礎年金のような「包括的」な手当は例外にすぎなかった。それに対し社民党がめざしたのは、国家責任を基礎にあまねく国民を

対象とする「普遍性」を重視した福祉国家であり³⁰、「選別的」な公的扶助プログラムではなく「普遍的」な社会保険プログラムを基調とする社会体制であった。より多くの国民を社会福祉政策の対象としたのは、社民党の支持基盤である労働者の生活向上への配慮であった。

また居住環境の改善も急務の課題であった。都市部の居住環境の悪化、貧困・衛生問題などが連鎖的な悪循環をきたしており、例えば低所得家庭の乳幼児死亡率の高さ、都市部の劣悪な住居環境や貧困・不衛生、親の養育に対する無知などと深く関連していることが明らかとなっていた³¹。政府は居住環境の改善をめざし、住宅調査委員会を設置した。そして政府は委員会報告書に基づき、住宅プログラムの基本方針を作成したのである。住宅建設が国の貸付や補助金による援助で進められ、低所得家庭でもより広い住宅に住めるような住宅政策が国会で議論され、1946年には住宅手当の支給を決定した³²。1948年には労働市場庁が設立されるなど、失業や疾病による生活困難を回避する政策が優先的に具体化されたと言えよう。付加年金 ATP³³の議論も 1940年代に着手され、1950年代まで引き続くのである。

以上のように、社民党政府は 1940年代に福祉国家政策への転換や社会政策の拡充を図り、「社会問題」の解決に重点的に取り組んでいく。特定の階層を援助する貧困ケア (Fattigvård) が、全ての市民を対象とする社会援助 (Socialhjälp) へと転換する可能性を内包していたと言える。

次に、1940年代の障害児・者支援をみってみる。

まず 1941年には断種法が改定され、自己申告または第三者勧告に基づく不妊手術に対象が拡大されたことは指摘しておかなければなるまい³⁴。

また 1940年代の「全ての者の学校」を目指す統一学校改革の影響を受けて、知的障害児にも教育保障を行う動きが出てきた。しかし施策は包括的ではなく、教育対象の「選別」が前提となっていたことが指摘できる。1944年には教育可能な知的障害児 (Bildbart sinnesslöa) に対する教育・保護法 (Lag om undervisning och vård av sinnesslöa: 軽度知的障害児の教育義務法)³⁵が制定された。原則としては、就学前児童のための養育ホーム (Upptagingshem)、学齢児のための学校をもつ教育ホーム (Skolhem)、過剰児のための作業ホーム (Arbetshem) からなる施設を数県ごとに 1 つずつ設置し、必要に応じてこの寄宿制学校に通学部門を設置するか、「通学制学校」をもって補完していくとされた。知的障害児の教育を保障する施設も以前の寄宿制学校のみならず、通学制の学校が増えてきたため、その実践の蓄積と共に「教育可能」な知的障害児の教育保障が議論されたのである³⁶。1946年には知的障害ケア検討委員会 (Sinnesslövärdensutredning) も設置された。1949年³⁷および 1951年³⁸に知的障害ケア検討委員会報告、1952年には知的障害ケア検討委員会提案が示されていくが³⁹、当時は「教育可能」な者は教育対象・学校、「教育不可能」な者はケア対象・施設の明確な区分を前提に議論が行われていた。

以上のように、1940年代の障害児・者支援は「教育可能」か「教育不可能」かを前提としつつ、通常教育改革の影響、社会福祉・ケアの対象拡大の影響を受けていたと言えよう。

4. 1950年代のコミュン合併による地方分権の基盤形成と教育可能な知的障害児の拡大

社民党は 1945年からの長期政権を維持していた。ただし、1946年 10月にはハンソン首相の心臓発作による急死を受けて、エルランデル (Tage Erlandel) 氏が首相を引き継いだ。エルランデル首相は 1951年 10月から 1957年 10月までは社民・農民党連合政権を編成し、首相の座を維持した。その後 1957年 10月から 1969年まではエルランデル首相による社民党単独政権となり、安定した政治的背景を基に福祉国家建設を推進していく。1956年には公的扶助 (Socialhjälp) 法⁴⁰が制定された。

1946年から 1952年には、1930年代から議論されていた全国的なコムン合併・再編が行われた。第 2表に示されるように、1951年に「村(小規模)」コムンが 2281 という状況であったが、1952年にはそれを 816 と約三分の一にまで統合させたのであった。

第2表 コミューン規模とその数

| 年 | 村(コミュニティ) | 町 | 市 | 総計 |
|------|-----------|----|-----|------|
| 1921 | 2371 | 35 | 110 | 2516 |
| 1931 | 2373 | 45 | 113 | 2531 |
| 1941 | 2353 | 53 | 117 | 2523 |
| 1951 | 2281 | 84 | 133 | 2498 |
| 1952 | 816 | 88 | 133 | 1037 |
| 1964 | 777 | 96 | 133 | 1006 |
| 1969 | 625 | 91 | 132 | 848 |

出典：アグネ・グスタフソン（岡沢憲英監修・穴見明訳，2000）『スウェーデンの地方自治』早稲田大学出版部，p. 8（一部改変）。

これらのコミュニティ合併は、その後の国から県、県からコミュニティへの障害児・者支援移行の礎となっていく。

同時期の1950年代の障害児・者支援は以下である。

1951年の知的障害ケア検討委員会報告⁴¹、1952年の知的障害ケア検討委員会提案を経て⁴²、1954年の精神晩熟児の教育・保護法(Lag om undervisning och vård av vissa psykiskt efterblivna, 1954:483)⁴³が定められた。教育対象がIQ70以上からIQ50以上へ拡大⁴⁴するなどの進展が見られたが、重複障害と重度児は依然教育対象とはならなかった。7-21歳、場合によっては23歳まで就学期間とする「教育ホーム」を「特別学校」として学校教育制度の一環に位置づけるにあたり、特別学校は「通学制」「寄宿制」双方からなると明示された。

一方で知的障害児・者の当事者運動も組織される。1952年に知的障害児連盟(Föreningen för Utvecklingsstörda Barn, FUB)組織がストックホルム市で編成され⁴⁵、その後組織化の動きは展開し、1956年には30の地域のFUB連盟が編成された。2500人のメンバーと共に、1956年に知的障害児連盟が全国組織(Riksförbundet för Utvecklingsstörda Barn, RFUB)となった⁴⁶。

同時期には1959年にデンマークにおいてノーマライゼーションの原理を具体化した法が発令して、その後スウェーデンにおいてもノーマライゼーションが浸透していく。

よって、1950年代は1940年代の改革が同じ方向性で対象を拡大するなどの「展開」期であると位置づけられよう。

5. 1960年代の高度経済成長期とノーマライゼーションによる「福祉国家」の形成

1950年代後半には国内外ともに安定期を迎えていた⁴⁷。1969年から1976年にかけてはパロメ(Olof Palme)首相の社民党単独政権となった。1960年代にはスウェーデンは「黄金の60年代」と呼ばれる高度成長期を迎え、社会保障制度充実が図られた。

デンマークのバンク＝ミケルセン(Neils Erik Bank-Mikkelsen)氏の提唱したノーマライゼーションをスウェーデンではニリエ(Bengt Nirje)氏が発展させて、具体化した。1960年代には、ノーマライゼーションと共に、障害者を対象とした大規模収容施設の「脱施設化(Avinstitutionalisering)」と障害児学校と通常学校における「統合教育(Integrering)」が導入された。ニリエは当事者団体であるFUBとともにノーマライゼーション理念の普及⁴⁸およびノーマルな生活獲得のための運動を展開した。これは障害のある人も可能限り他の障害のない人と同様の生活を得られるべきだとする考え方である。またそのことは社会における住居や生活の分離を避けるものであった⁴⁹。1964年にはホームサービスに国の補助⁵⁰が認められ、高齢者のみならず障害者も在宅ケアの恩恵を受けることとなった。

同時期の1960年代の障害児・者支援は以下である。

1960年代に入り、1962年には9年制の統一義務教育学校としての「基礎学校(Grundskola)」が成立し、基礎学校内に特別教育(Specialundervisning)が導入された⁵¹。一方で1961年には知的障害特別学校の通常学校敷地内設置に

関する通達が出されていた。

1961年には学校の青少年ケアのための効果的な政策⁵²が検討されるとともに、同年、精神病ケア検討委員会(Mentalsjukvårdsberedning)⁵³も設置されていた。1963年には精神ケアに関する国会決定(Prop 1963:171)⁵⁴によって、知的障害(Psykiskt efterblivna)の教育とケアについて国ではなく県が責任を持つこととすること、肢体不自由児は地域の学校に就学すること、国立の聴覚障害、重複障害特別学校は国立として維持されることが示された⁵⁵。1966年の精神病援護検討委員会報告(Omsorger om psykiskt utvecklingshämjade, SOU 1966:9)⁵⁶では、通常学校と同じ理論科目で教育を行う「知的障害基礎学校(Grundsärskola)」とより実践的な科目で教育を行う「訓練学校(Träningskola)」の確立、および7-16歳の知的障害児の就学義務の提案がなされた。1967年には社会ケア法(1967 års lag (1967:940) om omsorger om vissa psykiskt utvecklingsstörda : Omsorgslagen)が施行されて、重度知的障害児のための教育も訓練学校が創設され義務制となった⁵⁷。そして教育保障は21歳まで、必要があれば23歳まで教育を受けることができるようになった⁵⁸。他にも、1965年には障害者検討委員会(Handikapputredningen)が設置され、1967年にはコミュニケーションと社会的ケアの検討⁵⁹、補助器具に関する検討⁶⁰、1969年には教育に関する検討⁶¹、1970年にはより良い社会サービスに関する検討⁶²が出され、障害者がコミュニケーションやコミュニケーション立基礎学校に統合される方略が検討されていたことも背景要因として指摘できる。

全ての子どもの就学の権利と義務教育の保障、就学児急増に伴う施設不足を補うための、通常学校との「場の統合」の推進、基礎学校や高等学校に通う子どもおよび教職員の「知的障害児」に対する知識と理解の促進が求められ、その結果としての「社会的統合」への展開が期待された。

よって、1960年代には戦後の高度経済成長期、ノーマライゼーションの浸透を背景として、通常教育改革の進展、社会福祉の充実の影響を受けて、知的障害児教育の権利保障が具体化されたと言える。

6. 1970年代の地方分権の推進と知的障害児の統合

1962年から1974年にかけて最低8000人規模のコミュニケーションを目指す基礎自治体統合、フリーコミュニケーション実験が推進された。その後1977年には新地方自治法によって、地方議会の権限強化、市民への情報公開、県とコミュニケーションの協力関係の強化など、地方分権の推進がなされた。一方で1970年代にはスウェーデンは低成長の時代に入る。拡大しすぎた公的セクターは批判され、1976年に社民党は下野する。

同時期の1970年代の障害児・者支援をみってみる。

1970/71年は知的障害の成人教育が着手され、その後の知的障害者を対象とした成人学校(Särvux)につながっていった⁶³。就学前の統合教育も推進され、1967/68年度に95%の知的障害児が知的障害児の就学前学校に就学しており、4%のみがコミュニケーション立就学前学校に就学していたが、1985年には89%の知的障害児がコミュニケーション立就学前学校に就学するように移行した⁶⁴。このように1970年代は学校教育以外の統合的な支援も具体化しつつあった。

1967年の知的障害児教育の義務教育保障達成後、1973年には初の知的障害学習指導要領(Läroplan för särskolan, Lsä 73)⁶⁵も制定された。

また1973年には「学校、国およびコミュニケーション検討委員会(Utredningen om Skolan Staten och Kommunerna;SSK-utredning)」⁶⁶が設置され、1974年の「学校、国およびコミュニケーション検討委員会報告(SOU1974:36)」などを経て、地方自治体であるコミュニケーションの責任の強化、県立学校として成立した知的障害特別学校に就学する障害児のコミュニケーション立通常学校(基礎学校)への統合が推進された。また1975年に出された学校、国およびコミュニケーション検討委員会報告「特別学校と知的障害学校の責任(SOU 1975:6)」⁶⁷では国立の特別学校と知的障害学校および基礎学校との連携強化が示されていた。これは1946年から1951年の知的障害ケア検討委員会の議論も引き継がれたものである⁶⁸。

1977年には「援護委員会(Omsorgskommitten)」が設置され、知的障害と精神病、重複障害のある子どもの統合の促進が図られた。

1978年にはインテグレーション委員会が設置された⁶⁹。1979年に示されたインテグレーション委員会報告書

(Huvudmannaskapet för specialskolan, SOU1979:50)では聴覚障害、重複障害のための国立学校は維持の方向性が示され⁷⁰、1979年には障害児のためのパーソナルアシスタントの保障に関する報告書が示された(Personell assistance för handikappade, SOU1979:82)⁷¹。

一方で、スウェーデンにおける断種は1975年に廃止された⁷²。

このように1970年代には「地方分権」を進めるとともに、より多くの知的障害児が県立知的障害学校ではなくコミュニティ立通常学校に就学できるための体制整備が進められていたと言えよう。

IV. 考察

本研究では、1920-30年代から1970年代にかけての国家形成と知的障害児・者支援制度の確立について、時系列的にメルクマールとなる事項を中心に展開を確認した。

結果として、1920年代には労働者や一般市民を支持基盤とする社民党によって「国民の家」構想が打ち出され、「国民」を対象とした「国家」形成が着手された。しかし世界恐慌の影響もあり、具体的な政策には着手できないままであった。知的障害児・者に対しては、分離型の「収容」施設や寄宿制学校の確立が、依然として進められていた。

1930年前後には社民党が勢力を拡大するにしたがって、より多くの「国民」を「父親」である国・政府の「管理」の下、安心して暮らせる社会の建設が着手された。しかし具体的な社会保障は労働者の生活救済が優先されており、障害児に対しては、同時期に断種法が制定されるなど「国民」として包摂されてはいなかったと言えよう。

1940年代には戦後の労働プログラムに関連してより「管理する」政府が示され、知的障害児は「教育可能」と「教育不可能」に明確に分断され、教育可能な知的障害児は通常教育改革の議論の影響も受け、1944年に義務教育が保障されるにいった。一方で教育不可能な知的障害児はケア・衛生管理の対象となった。

1950年代は、「コミュニティ合併」が進められる一方、知的障害児の教育対象が拡大し、知的障害者の当事者運動の組織化も見られた。

1960年代は戦後の高度経済成長を背景に福祉制度の確立や教育保障が一層進むと同時に、デンマークから「ノーマライゼーション」概念が導入され、ケア(Vård)とともに援護(Omsorg)が議論されるなど、新たな理念が示された。その結果「国民」から排除されていた知的障害児の教育は重度重複障害児も含めて全て義務化された。同時に資源の有効活用として、「場の統合」が進められ、「社会的統合」の布石を打つこととなった。

1970年代はいっそう地方分権が進められ、コミュニティの責任が強化される過程で、障害児の通常の学校制度への統合が推進された。それらの動向は、1980-90年代の知的障害学校のコミュニティ移行、1994年のLSS法につながっていく⁷³。

以上のように、1920年代から1940年代の福祉「国家」の確立期には知的障害児が「国民」たりうるかという排除を内包しつつ「教育可能者」は一定包摂された。その後1950年代以降は、国から県、コミュニティへの地方分権の推進によって、新たな理念の導入および浸透も背景に、知的障害児はコミュニティの教育制度および通常学校に包括されていく。

よって、インクルーシブ推進のためには、国による管理統制を脱却し、身近な地方自治体の基盤整備と権限の委譲および理念の共有が重要であると考察した。

V. 謝辞

本論文はJSPS科研費(26381327)の助成を受けたものである。

註・引用文献

¹ Rosenqvist, J. (2003) Integreringens praktik och teori. I SOU 2003: 35 För den jag är-om utbildning och utvecklingsstörning.

² SOU 2003:35, s. 42

³ AKTUELLA ANALYSER(2006) Kommunernas särskola - Elevökning och variation i andel elever mottagna i särskolan, Skolverket.

- ⁴ 北欧福祉国家とは Esping-Andersen, G. (1990) が指摘する 普遍主義型 (社会民主主義型・北欧型) レジームの類型を意味している. Esping-Andersen, G. (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press.
- ⁵ Svenskförfattnings=Samling, 1842, No. 19.
- ⁶ これらは 1928 年の社民党首ハンソンに継承された. ハンソンは新たな国家統合・国民統合の手段として, スウェーデンの福祉国家モデルの基礎となっている「国民の家」構想を提唱して社会統合をはかった. ハンソンは 1932 年から 1945 年の長期にわたり首相として, 社民党の政策理念である平等と民主主義の実現のために社会政策・福祉政策の充実に尽力した. これは現在のスウェーデンの福祉国家形成の端緒と考えられている.
- ⁷ Melin, D. (1966) *Johannesberg : Skaraborgs och Älvsborgs läns skol-, yrkes- och vårdhem för psykiskt utvecklingsstörda genom 100 år.*, Skara.
- ⁸ Söder, M. (1978) *Anstalter för utvecklingsstörda: en historisk- sociologisk beskrivning av utvecklingen : 1: 1866-1916 : 2: 1916-1944, Stiftelsen ALA. s. 10-11.*
- ⁹ SOU 1991:30, s. 28.
- ¹⁰ Tideman, M. (2000) *Normalizering och kategorisering*, Studentlitteratur, s. 22-23.
- ¹¹ Elmér, Å. (1965) *Från fattigsverige till välfärdsstaten*, Bokförlaget Aldus Bonniers, s. 107-112.
- ¹² Elmér, Å. (1965), s. 56-66.
- ¹³ Isling, Å. (1980), *Kampen för och mot en demokratisk skola*, Sober Förlags AB, Stockholm, s. 195-196.
- ¹⁴ 1932-33 年には 23% の失業率を記録した. Elmér, Å. (1965) *Från fattigsverige till välfärdsstaten*, Berlingska Boktryckeriet, s. 64.
- ¹⁵ Isling, Å. (1974), *Vägen till demokratisk skola*, Prisma, s. 66.
- ¹⁶ *Folkskolans sociala frågor*, Svensk Lärartidning, 1938, s. 658
- ¹⁷ Myrdal, A., Myrdal, G. (1934) *Kris i befolkningsfrågan*. A. Bonnier.
- ¹⁸ Hatje, A. K. (1974) *Befolkningsfrågan och välfärden*, Allmänna Förlaget, s. 15-20.
- ¹⁹ カール G・ウー著, 山上賢一訳 (1977) 『スウェーデンの社会保障制度』 八千代出版, p. 4.
- ²⁰ Elmér, Å. (1965), s. 138.
- ²¹ Elmér, Å. (1965), s. 152.
- ²² Elmér, Å. (1965), s. 156.
- ²³ SOU 1947:11, s. 22-23.
- ²⁴ SOU 2003:35, s. 38.
- ²⁵ Tamm, A. (1933) *Undersökningar av barn som under åren 1920-1922 anmäls till intagning i Stockholms hjälpklasser*, HJÄLPSKOLAN, 11 (4-5), s. 49-57.
- ²⁶ Elmér, Å. (1965) *Från fattigsverige till välfärdsstaten*, Bokförlaget Aldus Bonniers, s. 137-138.
- ²⁷ 参戦回避のためには兄弟国であるフィンランドやノルウェーからの軍派遣要請を拒否するなど, 直接的な軍事支援は行わない姿勢を貫いた. Hadenius, S., Wieslander, H., Molin, B. (1968) *Sverige efter 1900*, Bokförlaget Aldus Bonniers, s. 148-157.
- ²⁸ Hadenius, S., Wieslander, H., Molin, B. (1968) *Sverige efter 1900*, Bokförlaget Aldus Bonniers, s. 180.
- ²⁹ *Sveriges socialdemokratiska arbetareparti Landsorganisation i Sverige, et al. (1944) Arbetarrörelsens efterkrigsprogram*, Tidens Förlag.
- ³⁰ 大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡幸一編著 (2000) *福祉国家への視座*, ミネルヴァ書房, p. 3.
- ³¹ Holmdahl, B. (2000) *Tusen år i det svenska barnets historia*, Studentlitteratur, s. 134. 例えば 1920 年代の乳幼児死亡率は年収が 4000kr 以下では 4.9%, 10000kr 以下では 1.4% である.
- ³² Elmér, Å. (1965), s. 107-112.
- ³³ Lindqvist, R., Hetzler (red.) (2004) *Rehabilitering och välfördspolitik*, Studentlitteratur, s. 22
- ³⁴ SOU 2003:35, s. 38
- ³⁵ SOU 2003:35, s. 39
- ³⁶ SOU 1991:30, s. 28-29
- ³⁷ SOU 1949:11.
- ³⁸ SOU 1951:48.
- ³⁹ SOU 1991:30, s. 29
- ⁴⁰ Lindqvist, R., Hetzler (red.) (2004), s. 29
- ⁴¹ SOU1991:30, s. 29
- ⁴² SOU1991:30, s. 29
- ⁴³ SOU2003:35, s. 39.
- ⁴⁴ SOU1991:30, s. 30
- ⁴⁵ *Projektet Handikapprörelsens historia (1989) Handikapphistoria : seminarium 1989: begåvningshandikappades historia*, Arbetarrörelsens arkiv och bibliotek, s. 91.
- ⁴⁶ *Projektet Handikapprörelsens historia (1989)*, s. 95.
- ⁴⁷ SOU 1961:30, s. 19.
- ⁴⁸ SOU1980:34, s. 13, 35
- ⁴⁹ SOU2003:35, s. 39.
- ⁵⁰ Lindqvist, R., Hetzler (red.) (2004), s. 29

-
- ⁵¹ Tøssebro, J. (2004) Integreling och inkludering, Studentlitteratur, s. 104
- ⁵² SOU 1966:43.
- ⁵³ SOU 1991:30, s. 29
- ⁵⁴ SOU 1991:30, s. 29
- ⁵⁵ SOU 1991:30, s. 31
- ⁵⁶ SOU 1991:30, s. 29
- ⁵⁷ SOU 1991:30, s. 30-31.
- ⁵⁸ SOU 2003:35, s. 40
- ⁵⁹ SOU 1967:53.
- ⁶⁰ SOU 1967:60.
- ⁶¹ SOU 1969:35.
- ⁶² SOU 1970:64.
- ⁶³ SOU 2003:35, s. 42
- ⁶⁴ SOU 2003:35, s. 40-41
- ⁶⁵ SOU 2003:35, s. 40
- ⁶⁶ SOU 1991:30, s. 33
- ⁶⁷ SOU 1975:6.
- ⁶⁸ SOU 1991:30, s. 33.
- ⁶⁹ SOU 1982:19, s. 3
- ⁷⁰ SOU 1982:19, s. 7
- ⁷¹ SOU 1982:19, s. 8
- ⁷² 市野川容孝(1999)福祉国家の優生学 —スウェーデンの強制不妊手術と日本— 『世界』 pp. 167 - 176.
- ⁷³ SOU2003:35, s. 42

平成26年（2014）10月9日受理
平成26年（2014）12月31日発行